○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○９番（福永　啓君）　９番、福永です。一般質問を行います。

令和２年７月17日、最高裁が元町長の山本氏の上告を棄却、約10年に及ぶ御船竹バイオマス問題に関するすべての裁判が終わり、法的判断も確定しました。事業自体も始まらず、ただ３億円もの町のお金が消えてなくなった御船竹バイオマス問題ですが、それだけにはとどまりません。町内に亀裂を生み、お金よりも大切なものも失われた大変大きな事件でした。

結論から言えば、町監査委員の判断、住民訴訟、その後の町の裁判、すべての公的判断により住民訴訟を起こした方々及びその支援者の方々、そして山本氏に替わって住民から選ばれた藤木町政の主張が認められ、山本氏個人及び山本町政時の町の主張は退けられました。しかし、決してめでたしめでたしで終わらせることはできない事件です。事実、約２億円に関しては誰も法的責任は負うことなく、既に町の損失が確定しています。言わば御船町民がすべてこの事件に関しまして等しく２億円の賠償を行ったとも言えます。すべての町民が支払ったこのとても高い授業料に対して、御船竹バイオマス問題の真相を解明し、なぜこのような問題が起きたのか、二度とこのような問題を起こさないためにはどうしたらよいのかと考え一定の結論を出すことは、町そして議会に課された責務ではないかと考え一般質問をいたします。

個別の質問に関しては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の御船町竹バイオマス問題に関するすべての裁判が終了したが、この問題を町はどう総括するか、についてお答えいたします。

御船町竹バイオマス問題は竹バイオマス事業への補助金支出をめぐり、住民監査請求を経て住民訴訟及び損害賠償請求訴訟による司法判断に委ねた結果、本年７月17日に最高裁判所が元町長の上告の棄却を決定し、一審判決が確定いたしました。この間、住民訴訟、損害賠償請求訴訟ともに４年以上の歳月を要しており、町民の皆様はじめ、議会や関係各位への混乱を招いたこと、及び結果として町財政に巨額のダメージを与えたことに対しまして、深く受け止めております。

今後、二度と同じようなことがないように、これまで以上に町が推進する各種事業においては計画性や規模、妥当性について十分な論議を深め、町民の信頼回復に努めてまいります。

また、元町長に対する債権回収についても、しっかりと取り組んでまいります。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○９番（福永　啓君）　まず、事実関係の確認を行っていきたいと思います。御船竹バイオマス問題が初めて表面化したとき、それは当時の町長が、この事業会社を第三セクター化すると表明したときです。町が3,000万円を事業会社に出資し、第三セクター化する予算案が議会で可決し成立して以降、具体的日にちを言えば、平成22年１月31日だったと思います。役場の前でビラ配りが行われました。これが最初の住民運動だったと認識しております。

では、その住民運動がなぜ起こったのか。まず、そこから質問していきます。住民運動が起こるしばらく前でした。竹バイオマス問題については、補助金は支出したものの、事業はなかなか進まないということは聞いていました。私もそれについては大変心配していました。その後に、当時の町長が事業会社を第三セクター化するという話を聞きまして、心配は一挙に危機感に変わりました。平成22年１月13日、正式に第三セクターが予算化され、その予算案の説明を行う議会の全員協議会において、事業会社が、ある財団法人から13億円もの融資を受けるという説明を、当時の町長がしたと伝え聞き、私も大変驚きました。その当時の会議録から、その部分について説明した部分を読み上げます。

財団法人○○○の会と、○○○というくらいですから天皇とか徳川本家の人たちがそういうのを作って、世のためになるようなことについては融資をしますよという団体があって、金融機関でもない、聞いたことがない団体、もちろんその○○○という部分は歴史的人物ですから皆さん知っている人物です。しかしその団体は金融機関でもなければ、団体

自体は聞いたこともありません。そのような団体が、政府系金融機関ですら融資を断った事実に対して、13億円もの融資をし、ともに町も出資し、第三セクターになる。このような融資話です、これは本当にあったんですか。そして、元町長の発言、この発言なんですが、町として確認を取った後にされた発言ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えいたします。

某財団からの融資話につきましては、議会の百条委員会においても調査されておりまして、確かに、平成22年１月15日開催の第１回臨時会で、元町長からの発言があっていますが、それを証明する書類は町に存在しないことが事実であります。また、町職員が融資の確認や調査を行ったかにつきましては、融資話という極めて繊細な事項であったため、元町長の指示がないことには町職員が独自で行うことは難しく、町組織としての調査や確認は行っておりません。

○９番（福永　啓君）　議会で発言したことですね。本来であれば、首長が部下に命じて「こういうことがあるけど、これは本当なの、調査しといて」と、こういう指示をするのは当たり前なんです。指示がないと部下は動けないですよ。そして、でもさすがに議会でこのようなことがあるということを発言しました。その後は、調査・確認の必要があると思うんですが、その後調査・確認はされましたか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

当時の議員からの指摘もありまして、財団の謄本を取り寄せるなどして、元町長発言の財団の住所です。それに代表者名が異なっていることなどを把握しております。すべて当時の元町長に伝えてあるものと考えております。

○９番（福永　啓君）　私も、当時は議員ではなかったんですが、当時の議員の方と一緒に、これは調べなければならないような事実です。調べました。監督官庁の文科省に聞きました。文科省の方は驚いていらっしゃいましたよ。そういう事実はないということで。文科省からわざわざ町にこういうことはありませんという電話を入れていただいています。２月５日の全員協議会なんですが、元町長はこのように言われているんです。「○○議員が調べたのも事実、文科省が調べたのも事実、だが私たちが調べたのも事実、事実は１つしかない」この私たちというのは本当に何だったのかと思います。職員が含まれてなかったということですね。これに対しては非常に私は、このとき周りの声さえ聞いていればと、何回も思っております。

そして、この融資は架空融資なんですが、この架空融資を紹介した広島の会社社長なんですが、その後の議会の百条委員会の調査、はがきを出したら宛先人不明で帰ってくると、行方知れずになっておりました。よろしいですか。この話は実は既に３億円が支出された後の話です。判決を読んでもそうなんですけれども、今から出てくるんですが、判決を読んでもそうなんですが、社会通念上、この事業会社は既に事業遂行能力を失い破綻状態にあると判断しなければならなくなった後の話です。そのような会社を第三セクター化しようとしていたんです。第三セクター化を止めなければ、今失われている３億円どころではなく、これは大げさではなくて、町の存亡にかかわるような被害が生じるかもしれない、そのような深刻な危機感から住民運動は始まったんです。

そして、単におかしいおかしいと声を挙げる住民運動ではなくて、地方自治法で認められた制度、直接請求を使って住民監査請求、住民訴訟へと続いていくわけです。住民監査請求には700人を超える町民の方々、大きな負担を伴う住民訴訟には170人を超える方々が名前を出して参加されました。直接名前を出さない方々の中にも各種援助をいただいたり、側面から活動を支えてくださる方々がたくさんいました。住民訴訟とか住民監査請求は地方自治の制度で認められているものですから、地方自治、住民自治として、面目躍如たる面はあります。ただ、負担はとても大きいです。労力と弁護士費用等、金銭的負担を住民は強いられます。

一方で、これは損害賠償履行請求ですから、住民に対する金銭的な見返りは全くありません。しかもある意味、当時の町長に弓を引く行為です。誹謗中傷もされれば嫌がらせもありました。誰も好き好んでこういうことはしたくなかったんですよ。しかし、やはりそういう事実を知ったらやめるわけにはいけない。それをやめさせようといろんな方が、個人的にも当時の町長の説得に当たりました。これは町長は御存じだと思います。当時の方が、いろんな方が説得に、私も実は行ったんです。しかし、意見を変えなかった。ですから、このような苦渋の選択をとらざるを得なかった。あのとき、本当に町民の声に、周りの声に耳を傾けて、それで判断を変えていてくれたらと思うと、私も本当に後悔が先に立ってしまいます。

さて、事業会社に補助金が支払われた経緯に移ります。まず、平成21年２月10日、事業会社に２億円が概算払いとして支払われた事実ですが、この部分に関しましては、元町長の行為に対して違法性があると認定されていません。しかし、次の１億円の支出に関して

は、これは違法性があると認定されています。この２つの違いはどのように生まれたのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

これは判決文にも書かれておりますが、２億円が概算払いされた時点では、事業会社が政府系金融機関などから融資を受けられないことが確実な状況であったとまでは言えないと書かれております。そうである以上、自己資金の調達につきまして、当時の元町長が行った調査検討に不十分、不合理な点があったとまでは認められることができず、裁量権を逸脱、乱用したとは評価できず、違法な支出とは言えないということだと理解しております。

一方で、約１億円の支出につきましては、住民訴訟の判決では、金融機関等からの融資を受けることが極めて困難な状況であったにもかかわらず、さしたる調査もせずに個人からの融資を受けることができると軽視して支出した、極めて軽率な対応であったと評価せざるを得ないと書かれています。指摘されています。また、損害賠償請求訴訟においても、支出時点では既に本件事業の遂行可能性は極めて低く、補助金を支出したとしても、それが有効に活用され、本件事業に伴う公益が実現されると期待することはできない状況であった以上、本件支出を実行することに公益上の妥当性を欠いた行為であり、裁量権を逸脱、または乱用した違法な行為に該当する。加えて、過失があったとされております。

○９番（福永　啓君）　今、判決をもとに答弁されましたね。判決というのはこちらが主張し、相手側が主張し、そして裁判所が、これが証拠に基づいてこうだよねと認定された事実ですので、それに基づいて答弁されると、これは極めて当たり前のことだと思っております。

ある意味、この判決なんですが、実は町に優しい判決であるというふうにも見ることができるんですよ。極めて広い裁量権があると。なぜなら、最初の２億円です。政府系金融機関、これは国の補助事業が、出た事業であったにもかかわらず、計画の妥当性に疑問がある。再度協議があった場合でも難しいなどとして、融資を断っています。この融資を断ったらどういうことになるのか。政府系金融機関は十分知っていたはずです。今、半沢直樹を見ていらっしゃる方も多いんではないかと思うんですが、私は、テレビは時間がなくて見てないんですが、本は読んでいます。そうなんですよね、バンカーとしての教示があったんじゃないかと。貸すも親切、貸さぬも親切です。この事業会社の計画において、国から出ているけど、やはりバンカーとしてこの事業計画には貸してはいけないねと判断を

したとしか思えないんです。だって、事業計画の半分が融資の計画です。それがなくなったら、この計画自体が潰れるということなんです。その引導を渡す役割をされたんですよね。

もし事前にこのような一般的与信調査、それを町が行っていたならば、そもそも２億円の支出すらしなくて済んだのではないかと。２億円の支出は政策金融公庫が断ってから６日前ですからね。しかし、判決ではいよいよ駄目になったことが明らかでなければ、それは裁量の範囲内で、結果的には多額の損失が生じても仕方がないねとも聞こえてしまいます。この２億円の支出ですが、これは町の判断として、適切であったんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

裁判所は裁量権を逸脱または乱用した違法な行為があったかどうかを判断しているのではありません。２億円の支出判断についても違法とまでは言えないと判断しております。しかし、結果としまして、２億円もの町の大切な貯金が消えた事実は揺るがないものであります。町として、この事実を謙虚に受け止め、真摯に反省した上で、なぜこのような事態が起こったのか、陥ったのか、二度とこのようなことが起きないためにはどうしたらよいのかを考えねばならないと思います。

○９番（福永　啓君）　この２億円の支出です。私は不適切な支出だったと言わざるを得ないと判断いたしております。

裁判所は言われたように違法ではないという判断をしています。しかし判決の中にも、この行為が行政として適切であったかどうかを判断はしていません。また２億円の支出判断についても、この判決においてお墨付きを与えているわけではないんです。宿題なんです。これは本当にいい判断でしたか。それを行政としてちゃんと考えてくださいね。そこについては、ここに判断していないんですよ。これは宿題を与えられたことなんですね。きちっとこれは、この２億円については適切だったのかどうか、必ず一度立ち止まれたんではないか、この支出の前に。そういうことはたくさんあったわけですから。なぜ立ち止まらなかったのか。それを考えなければいけないと強く思います。

さて、２億円が概算払いの後、この６日後なんです。ついに政府系金融機関が融資を断りました。政府系金融機関が断りました。当然のごとく協調融資を計画していた市中銀行も融資を断ります。その時点で事業会社に事業を遂行できる能力があったんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　これも判決からまず要約すれば、本件事業は設備投資額は合

計で22億4,390万2,000円で、このうち、金融機関からの借入予定額は約半分に当たります。金融機関からの融資が得られないということは、必要な事業の半分が調達できないことを意味しております。当然事業遂行は困難になることが一般的だと考えております。

○９番（福永　啓君）　この融資断りが行われた後の２月23日、融資を断られた事業会社と御船町が竹バイオマス事業の今後について協議を行いました。協議結果の概要が裁判資料、百条委員会の資料にもありましたが、出ておりますので読み上げます。

担当係長、「販路にしてもはっきりとした確証が会社として文書化できないこと。支出計画にしても、想定根拠がきちんと示せないのが融資断りの原因ではないか」

事業会社社長、「支出計画にしても事業計画にしても単価が書いてある。融資金融は全部読んでいるのか。全部読めばわかるはずだ。販路にしても機械製造会社社長に聞いている。社長に聞いてほしい。国も金融も、そこに行けば、聞けばわかる。どうして行かないのかわからん」

担当課長、「融資ができない資金はどうするんですか」

社長、「今資金の調達を行っている。昨年から融資の残額について協議を行っている。ほぼ詰めの段階になっている。今週中には決定する」

町長、「いずれにしても、御船竹資源開発、事業会社は竹事業を進めていくことでいいのですね。３月議会でも質問が上がっている。町民の期待も大きい。ぜひ成功させてほしい」

課長、「情報については逐次入れてほしい。最悪、補助金返還も考えの中に入れておいてほしい。今のままでは町も厳しい状態」

町長、「質問事項を係で回答できるなら、こちらでしたほうがいいのではないですか」

担当係長、一番携わっていらっしゃいました。「金融の質問について、答えが出る部分はほとんどこちらで作って答えてきました。こちらでわからない部分について、社長やコンサルタントに質問しているが、答えが一番肝心な価格の根拠の部分が来ない」

これを聞いて、どのように感じられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

今の協議を聞きまして、これは判決文にも書かれておりますが、当時の担当係長が状況をよく理解されておりまして、問題提示されていると、そういうふうに感じました。

○９番（福永　啓君）　そうですね。当時の担当係長、よく問題を把握されています。課長も、

それに準じたようなことを言っていらっしゃるんですよ。しかし、現場で当たってこられた担当係長、よく問題を把握されていました。この係長は後日亡くなられましたけれども、心より冥福をお祈り申し上げます。

そして、町長がすごく前のめりですよね。いずれにしても、進めていくということでいいのですねと。このような状態においても進めていくことが前提となった話をされています。この中で、会社は今週中に詰めの段階になって決まっていると、もう決まりそうだという、金融機関以外の融資の話絡みも言及しておりました。この金融機関以外の融資、これはどこから持ってくると説明したんですか。

それと、そのお金は結局来たんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

ある個人が融資するということで、確約書が出されました。そして、融資の確認に、担当係長が出張しております。しかし、融資の確約は取れませんでした。再度、同一人物から確約書が出されまして、またその当時の担当係長が確認出張しましたが、結局融資はございませんでした。

○９番（福永　啓君）　この金融機関から断られた後の融資話について、公の裁判で元町長や元社長が、巨人軍のオーナーの知り合いの大金持ちが融資を行うことになっていたなどといった主張をされたときには、本当に驚きました。まるで第三セクターのときと同じような感じですよね。結局融資の確約書は今課長が答弁されたように、二度も破られたにもかかわらず、元町長は事業会社に１億円の補助金を出します。これは、正しい判断と言えるでしょうか。いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

その件につきましては、判決でも認定されていますが、融資の確実性を裏付ける事情が乏しく、融資が実行される可能性は極めて低かったと判断されております。本件事業遂行の可能性もまた極めて低いものであったと判断されており、そのような状態の事業会社に補助金を支払うべきではなかったという、裁判所の判断だと思っております。

○９番（福永　啓君）　そうですよね。この融資話なんですけど、後に百条委員会でも問題視され、判決でもこの融資が何なのかということは、バッサリ切られているだけではないです。判決をぜひ皆さんにも読んでいただきたい。丁寧に検証されて否定されていました。

それではまず、次の１億円の補助金を支出したときの状況を復習します。

御船竹バイオマス事業は開業資金が約22億円の半分が補助金、残り半分が自己資金です。自己資金のほとんどすべてが融資で調達するような事業計画でした。そして２億円の補助金が支出された後の６日後、計画の妥当性に疑問がある、再度協議があった場合でも難しいなどとして、政府系金融機関から融資を断られ、市中金融機関も融資を断りました。少ない資本金もほぼ底をついていました。頼みの綱、この実現性の低い、ほぼないような個人融資も、結局ありませんでした。そのような状況であった平成21年５月29日、元町長は事業会社に対して補助金約１億円を支払ったんです。これが社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり、裁量権を逸脱または乱用した違法な行為に該当する。加えて過失があったと認定された行為です。裁判所は個人に対して１億円を払えと言うんです。それは、それ相当の理由がないと、そのような判決は出しません。それ相当の理由が綿々と綴られているのが判決文です。読んでない方はぜひお読みいただきたい。

また、この裁判で、最後の頼みの綱の融資、これがなくなったのが町民の妨害があったからだなどという主張をされていましたけれど、その時点で町民はこのような事実を知り得たんですか。また融資の妨害のような事実はあったんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

損害賠償請求訴訟の判決文によりますと、融資ができなかった理由としては、本事業の遂行可能性や融資金の回収可能に対する不安が挙げられております。妨害行為については、一切言及はなく、妨害行為のために融資が実現していないという説明を裏付けるには乏しく、融資が実現しないことの合理的な理由として受け入れられるものではなかったと言わざるを得ないとされております、と判断されております。

○９番（福永　啓君）　荒唐無稽な主張だったわけなんですが、ちなみに議会をはじめ、補助金支出が初めて公になったのが、最後の１億円を事業会社に支出した翌月の定例会です。議員からの一般質問に答えてだったと思います。この融資妨害がされていたと言われる、主張された時期には、議員すらそういう交渉が行われていた事実、またさきに２億円が支出されていた事実すら知らなかったんです。なぜこのような主張をされたのか理解に苦しみますが、恐らく次に、この後に続く第三セクター化のときの住民運動です。このことと混同されていたのではないかなとは思います。

このような経緯で約１億円の補助金が支出され、その後６月６日から翌年の１月にかけて、事業会社の社長らがお金がないもので、補助金1,500万円を流用します。この件に関

しては、後に事業会社と社長に対して罰金刑が確定しています。そして、冒頭に質問した第三セクター問題へと移るんです。１億円が支出された経緯と、その後の第三セクター問題、どちらもこの融資、本当にとんでもない融資、金融機関が断った後にいろんな融資話が出てきますけれど、そのような経緯は似ています。しかし、一方で融資がなかった、確約書も破られた。しかし１億円は支出された。

一方で第三セクターの場合は、予算化されているにもかかわらず、ギリギリで執行されず、第三セクター化はされませんでした。その違いは何でしょうか。やはり一番の違いは、１億円の支出は役場の中だけで閉鎖された、議会の監視もない閉鎖された組織の中だけで個人主導で行われていた。一方で、第三セクター問題は町民の目、町民の行動、これがあったから支出できなかったのではないか。もし、あのとき町民の方々がこの行動を起こしていなければ、１億円の例を見てわかりますとおり、何にもみんな無関心で、何にもしていなかったら、これは第三セクターになっていたんじゃないかとも考えられるんです。恐ろしいことなんですけれど。

ここに、なぜこのような問題が起こったのか。このような問題を二度と起こさないためにはどうしたらよいかの大きなヒントがあるような気がしています。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君）　私は、町長選挙において、竹バイオマス事業を問題視し、住民訴訟の動向を注視しつつ、町民目線で厳正に対処することを選挙公約に掲げ、選挙戦を戦ってまいりました。その結果、大多数の町民の皆様から支持を得て町政の付託を受けることとなりました。

よって、当時係争中であった住民訴訟は、町対町民の構図であり、これを早急に解決する必要がありました。そこで、元町長から私に町政の舵取り役が替わったことから、これまでの町の主張を改める必要があると判断し、取り下げを行いました。

これからも、当時の初心を忘れることなく、町民目線で、町民の声に耳を傾け、寄り添いながら、行政運営の舵取りを行っていきたいと考えています。

そのためにも、町民の代表である議会の皆様に対し、しっかりと説明責任を果たしながら丁寧に政策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○９番（福永　啓君）　竹バイオマス問題の始まりは、町長年の課題解決に資するいい話だったんです。しかし、いい話がすべて成功する話ではありません。同じような補助事業はたくさんあります。失敗している補助事業もたくさんあります。補助金返還事例もあります。

しかし、これだけ巨額の補助金を事業自体始まってもいないのに、まだ事業主体でもない町が全額負担しなければならなくなったような例は探し出せませんでした。役場の職員の方々、10年前のことですから、そのときの記憶が鮮明な方もいると思います。もうなかったことにしたくなる。そういう気持ちになっている方もいらっしゃると思います。

しかし、子曰く「過ちて改めざる、是れを過ちという」人間というものは過ちをするものです。過ちを犯して、自ら気付きながらも改めないこと、これが本当の過ちなんです。「過ちて改たむるに憚ること勿れ」御船町は町民から選ばれた藤木町長のもと、竹バイオマス問題の主張について、素直に過ちを認め、主張を全く180度改めました。そして、その改めた主張が地裁でも高裁でも最高裁でも認められ、今の町の主張こそが正しい理解であるということが、これが法的にも、国の立場としても確立したということが言えます。

あのとき、10年前ちょっとです。あのとき判断が間違っていたのではないかなどと胸の底に抱え込んでいるような、思い悩んでいるような職員もいるかもしれません。しかし、町が過ちを認め、主張を改め、その主張が最高裁で認められた今は、これは皆さんの主張が認められたことになるんです。すべての職員が自らの主張が認められたと考えるべきです。そして胸を張らなければいけない。これが逆だったら、あなたたちは間違ったことをした町の職員なんです。しかし、主張を改めて、それが認められたから、過ちを認めたから、皆様は正しいことをした町の職員なんです。きちっと胸を張って、これに正面から向かい合ってほしい。３億円、それ以上の災害が生じた竹バイオマス問題ですが、ある意味災害にも似ています。人災ですけれども、災害はなければないほうがいい。しかし、災害は被害のみではなくて、教訓を残すんですよ。役場職員を含め、私を含めた議員も、そして町民の皆様も、この問題から目を逸らすことなく、今後とも竹バイオマス問題が残した教訓と真正面から向き合わなくてはならないと、強くそのように思っております。

さて、お金の話についても聞いておきたいと思います。実は、今でもよく町民の方から聞かれるんですよ。３億円って捨てたって言うけど、捨てたわけじゃないですよね。どこかに支払っているんですよね。その支払った先から、３億円を取り返すことはできないんですか。いかがでしょうか、できないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

約３億円は、主に事業会社が発注しました機材を作った会社や建設会社に支払われました。それぞれ、支払額の数倍に当たる機材が発注されていましたので、事業が頓挫し、機

材類の残りの支払いもなくなってしまったことから、支払先の企業でも逆に損失が生じ、機材を発注した事業者に加えて町も訴えられたことがありました。幸い、その裁判では、町が勝ちましたが、逆に町が仮に約３億円の返還を支払先の企業に求めても、その請求が認められる可能性は極めて低いのが現実であります。

御船町は約３億円の被害を受けましたが、その３億円の支払先の企業もそれぞれかなり大きな被害を受けていると思われます。

○９番（福永　啓君）　町に、前に私聞いたことがあるんです。それぞれの会社に裁判を起こして取り返したらいいじゃないですかと。町はそのとき取り返しますとかいうことを言いました。しかし、冷静に考えてみれば、逆にこのことによって、「いや、俺たちは町が要ると思って、もう第三セクターみたいになっていると思って、注文された、お金を支払われた以上の機械をもう既に作っているんですよ。この損害は逆に御船町が返さなければいけないんですが」と、そういう裁判を起こされたんです。また同じような逆な裁判を起こしても、御船町もその裁判に勝って、各企業からお金を取り返すことは大変難しいという、これは現実だと思います。悔しいんですけど、ここのところを、お金と時間と労力をかけて勝ち目の薄い裁判に対して臨むのは、財政をもう損失している町として、やはり難しいのかなと思います。理解は今しております。

そして、今回最高裁で確定しました。約１億円、これに法定利息を加えた賠償命令なんですけれども、確定したものは。やはりこれも町民の方がよく聞かれます、「これはどうやって回収するんですか」と。どのような手段で回収しようとしているんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

約１億円です。正確には9,279万3,000円です。それにつきまして年５歩の法定利息が本年８月末現在で約4,720万円、合わせますと、約１億4,000万円が現時点の請求額となります。法定利息については、返済がない限り、年間大体約464万円ずつ増えていくことになります。

徴収方法につきましては、よりよい方法を探っている段階でありまして、いずれにしても、法に沿って粛々と進めていきたいと考えております。

○９番（福永　啓君）　この請求について、本当に法に沿って過剰にならず、しかも遠慮せず、過剰にならず、きちっと進めていかないと、同じように税務課の方が徴収を進められているんですよ。それの大きな障害になり得ます。これに関しましては、きちっと進めていか

なければならないと思っております。

最後に町長にお聞きします。この竹バイオマス事件です、これで私の人生を含め、これがなければ私は議員になっていませんでしたから、正直な話。町長ももしかするとそうなのかもしれません。大きく、この事件で人生を狂わされた、狂わされたのか当然だったのかわかりません、の一人であります。この結審して、そして確定して、今現在いろんなお金だけではなくて、大切なものも失われました。そしてまた、これから請求していかなければならないという日々が続きます。結審して、第三セクター問題を止めてくださった町民の方々、そしていろんな抵抗があったかもしれません。自らの主張を改めたことによって、ある意味御船町を守ったんです、あなたは。それらのことについて、あのときのことを振り返りながら、感想、思いを一言お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　冒頭にも口頭で御説明しましたが、竹バイオマス事業の問題をめぐっては、住民監査請求から住民訴訟、損害賠償訴訟と、とても長い月日がかかってきました。町を預かる長として、どうしても伝えたいことがあります。町民の皆様をはじめ、議会や一生懸命頑張っていただいた関係各位、そしてまた町職員に対しましても多大な混乱を招き、さらには町財政に大きなダメージを与えましたことを、代表として深くお詫び申し上げたいと思います。

この竹バイオマス裁判にかかわられたすべての皆様方に申し訳ございませんでした。

しかしながら、本件により失われたものもたくさんありました。しかしながら、本件から得たものもたくさんあります。これからは、失ったものを忘れることなく、得たものを町の力として次の世代へバトンを渡す、私たちには宿命があります。

町職員、また町民一丸となってこれからの御船町を作ってまいりたいと思います。これからの御船町に御期待いただきたいと思います。

○９番（福永　啓君）　大変、職員の皆様も今回の質問の答弁に当たって苦労されたんではないかと私は思うんです。なぜなら、今まで違う主張を町はしていたんです。同じような主張、違う主張をしていて、そして、この裁判の中でもそれが今までの主張がことごとく丁寧に否定されていくんです。これは、この支出は議会が決めたことだ。国からもらったのを渡さなければいけない。法律に沿ったことをしなければ、私には責任はないということを幾つも主張されてきた。皆様も聞かれてきていた、もと町長の主張があったかと思います。それに対して、一つ一つ検証され、そして否定されてきたんです。自分たちの今まで

の行為が否定されたように感じる方がいらっしゃったとしたら、私はそれは間違いだと思っています。

皆様は、最後にあと１回申し上げておきたい。誤りを認めて、正した。これは誤りではないんです。正さなかったことが誤りなんです。皆様は、誤った町の職員ではない。そして誤った町の町民でもない、誤った町の議員でもない。これからは、この問題に対して、何かタブー視するわけではなくて、直視しながら課題を考えていかなければならないと、強く主張して一般質問を終わります。